

青 監 第 2 8 6 号  
平成 2 9 年 7 月 2 4 日

県内建設業関係団体会員各位

青森県県土整備部監理課長  
( 公 印 省 略 )

平成 29 年度青森県建設産業新分野進出チャレンジ企業支援事業 2 次  
募集周知へのご協力をお願い

平素より、県土整備行政に御理解御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、皆様におかれましては、日頃から建設業はもとより、担い手確保、本業の技術力向上等を目的として様々な取組をされていることと思います。

当課では、県内建設企業等が経営基盤の強化を目的として、新規に新分野事業の進出に取り組む意欲がある企業を支援することを目的とした、「青森県建設産業新分野進出チャレンジ企業支援事業」を今年度から実施しております。

つきましては、ご多忙中誠に恐縮ではございますが、事業実施にあたって、支援を希望する事業者を 2 次募集しますので、ご検討いただきますようお願いいたします。

申請の申込期限は平成 29 年 9 月 8 日（金）となっております。

なお、2 次募集では、年度内には事業を実施せず、新分野進出アイデアを形にする事業計画作りのみを希望する場合でも申請を受付いたしますので、下記担当までお問い合わせください。

詳しい事業の内容、申込方法、申請書の様式等は下記 URL をご参照ください。

[http://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/h29\\_k-challenge2.html](http://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/h29_k-challenge2.html)

(担当) 青森県 県土整備部 監理課  
建設業振興グループ 藤巻  
〒030-8570 青森市長島 1-1-1 県庁北棟 3 階  
電話：017-734-9706  
FAX：017-734-8178

# 平成29年度青森県建設産業新分野進出チャレンジ企業支援事業

## 2次募集要領

### 1 趣旨

本事業は、県内建設企業等が経営基盤の強化を目的として、新規に新分野事業の進出に取り組む意欲がある企業を支援することを目的としています。事業の成果については成果報告を実施することとし、更にこれまでの取組事例からその後の取組状況まで調査し、その結果をインターネット上で広く紹介することで他の県内建設業の新分野進出の一助として活用を図るものです。

### 2 事業対象

本県建設業者等が経営基盤強化を図るため、新規に進出を考えている新分野事業計画等について十分に検討された事業で、アドバイザーからのアドバイスに基づいて計画した新分野事業の成長促進や雇用の創出・拡大、新たな産業基盤の確立に繋がるものを対象とします。

※ 新分野事業の定義としては、日本標準産業分類における建設業以外の大分類の業種区分の事業（土木建築サービス業に属する事業、及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に基づく規制の対象とされる事業を除く。）とします。

### 3 支援内容

支援内容は、下記の（1）及び（2）になります。

#### （1）新分野改善点発掘事業（全申請者対象）

申請者からの申請及び申請のあった事業計画について専門家によるアドバイスを実施します。

#### （2）新分野進出チャレンジ企業支援事業

上記（1）のアドバイスを受けた企業を対象として、改善した計画に基づき事業を実施する場合に、必要となる経費の一部を予算の範囲内で補助します。

##### ○補助対象期間

補助事業採択後（おおむね10月上旬）から、平成30年3月16日まで。

##### ○補助対象額

補助対象経費の合計額の3分の1に相当する額又は100万円のいずれか低い額以内の額。

○補助対象経費等

経費区分	内 容	補助率
①外部講師・専門家等依頼費	○外部講師・専門家等への謝礼及び旅費	1/3
②調査研究費	○当該事業遂行に必要な調査等を委託する際に支払われる経費 ○原材料、試作品等の成分、性能、精度等の科学的評価を外部専門機関に依頼する経費	
③販売促進費	○事業を市場化する上で必要なユーザーニーズ調査等を行うための経費、データ等を購入する費用 ○試作品等を展示会等に出展するために支払われる経費	
④その他試行的実施費	○試行的に事業を行うための材料費、外注費等の費用 ○試作品の製作に係る原材料の購入経費 ○産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権等）の特許庁への申請（出願、審査請求、登録）に係る費用、又は実施権、使用権取得に係る経費	
⑤借料（リース料、レンタル料）	○機械工具、車両、事務機器等のリース料、レンタル料	
⑥調査研究に直接必要な諸経費	○会議開催費 ○印刷製本費、図書等の購入費 ○通信、郵便、電話料 ○振込手数料 ○関係機関打ち合わせ旅費	

※ 応募時の積算に当たっては、可能な限り見積書やパンフレット等の積算根拠を示してください。

○補助対象とならない経費

新分野進出チャレンジ企業支援事業では、次のような経費は対象となりませんので、ご注意ください。

- ・商品、製品等の製造やサービスを提供するための直接的な経費（売上原価に係る支出を本支援事業により支出するようなことは認めません）
- ・事務所賃借料・水道光熱費等管理費など、通常の企業活動において経常的にかかる経費
- ・タクシー代（ただし、公共交通機関の整備状況等により、代替手段がないことから、やむを得ずタクシーを使用する場合を除きます）
- ・事業中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・連携体の構成員同士による経費の移動に伴う手数料
- ・他の補助金等が支給されている経費
- ・その他、新分野進出チャレンジ企業支援事業の実施に関連性のない経費
- ・事業期間終了後に支払われた経費

## 4 応募方法及び事業採択までの流れ

### (1) 募集期間

平成29年9月8日（金）（必着）

※ 「新分野改善点発掘事業」のみ応募する場合は通年とします。

### (2) 提出書類

平成29年度新分野進出チャレンジ企業支援事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、同要綱第1号様式（交付申請書）、第2号様式（補助事業計画書）、第3号様式（収支予算書）、本募集要領別紙及びその他参考となる資料を提出してください。

### (3) 提出先及び問合せ先

〒030-8570 青森市長島1丁目1-1 県庁北棟3階

青森県 県土整備部 監理課 建設業振興グループ 藤巻 TEL：017-734-9706

### (4) 事業採択までの流れ

事業者募集※1（9月8日（金）まで）→事業審査、採択※2、3（9月下旬頃）

※1 申請書を作成する前に（3）提出先及び問合せ先へ連絡したうえで、専門家（支援機関）の紹介を受けアドバイスを受けてください。また、専門家（支援機関）のアドバイスを受けた記録として、別紙専門家アドバイス実施記録も作成してください。

※2 審査結果は採否にかかわらず書面で通知します。（9月下旬頃予定）

※3 審査基準等については、審査要領において別途定めます。

### (5) 採択予定件数

予算の範囲内（おおむね3件程度を想定）

## 5 応募の際の留意事項

下記事項にご留意の上、応募してください。

### (1) 経費の立替え

事業に要した経費は、実績報告書及びその他書類の提出を受け、精査した後に県から支払われます。それまでは、申請者の立替払いとなります。

なお、連携体で申請した場合には、各構成員による経費の支出を認めますが、県からの支払いは、主たる構成員に対して一括して行い、各構成員への個別の支払いは行いません。

### (2) 新分野改善点発掘事業のみ応募する場合

2次募集での事業実施期間が短い又は事業計画作りに専念したい等の理由で、3（1）新分野改善点発掘事業のみ応募を希望する場合であっても申請を受付します。

この場合、募集期間は通年とし、申請者から申請のあった事業計画について専門家によるアドバイスを実施します。

(3) 新分野進出事例取組発信、報告書の作成及び発表

新分野進出チャレンジ企業支援事業では、これまでの取組事例からその後の取組状況まで調査し、その結果をインターネット上で広く紹介することを予定しています。又、報告書を作成・提出し、報告会等で発表していただくことを予定しています。

別紙

平成29年度青森県建設産業新分野進出チャレンジ企業支援事業 専門家アドバイス実施記録

1. 申請者名	
2. 補助事業の目的及び内容	
3. アドバイス実施日時／場所	
4. アドバイザー所属部署／氏名	
5. 申請者側出席者名	

6. アドバイス実施概要（簡潔に記載すること）

※1枚でまとまらない場合は次ページを作成してください。

# 平成29年度青森県建設産業新分野進出チャレンジ企業支援事業

## 実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、県内建設企業等が経営基盤の強化を目的として、新規に新分野事業の進出に取り組む意欲がある企業を支援する「平成29年度青森県建設産業新分野進出チャレンジ企業支援事業（以下「事業」という。）」について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 県内建設企業等 次のいずれかに掲げるものをいう。

ア 青森県内に主たる営業所を有する建設業許可業者

イ 新分野事業の実施を目的とする法人で、アに該当する者が出資、役職員の派遣等によりその設立又は運営等に関し主体的に関与すると認められる者

ウ ア又はイを主たる構成員とする連携体

(2) 新分野事業

日本標準産業分類における建設業以外の大分類の業種区分の事業とする。ただし、土木建築サービス業に属する事業及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に基づく規制の対象とされる事業を除く。

### (支援の内容)

第3条 県内建設企業等からの申請に応じて、次の支援を行う。

(1) 新分野改善点発掘支援

支援対象事業者からの申請及び申請のあった事業計画から県が適当であると判断したアドバイザーによる新分野事業に関するアドバイスを実施する。

(2) 新分野進出チャレンジ企業支援事業

(1) 又はそれに準ずるアドバイスを受けた企業を対象として、それに基づいた新分野事業の強化を目的とした改善を実施する場合に必要な経費の一部を補助する。

### (申請方法)

第4条 事業による支援を希望する県内建設企業等は、平成29年度青森県新分野進出チャレンジ企業支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第5条の規定に基づいて、交付要綱第1号様式（交付申請書）、第2号様式（補助事業計画書）及び第3号様式（収支予算書）（以下「申請書等」という。）並びに参考となる資料を青森県県土整備部監理課建設業振興グループに持参又は郵送により提出するものとする。ただし、申請に係る費用は、申請者の負担とする。

(申請期間)

第5条 前条の申請期間は、募集要領で定めるものとする。

(新分野改善点発掘支援の取扱い)

第6条 県は、第4条の申請を受付し、必要がある場合にはアドバイザーを選定することとし、申請者はアドバイザーからのアドバイスを受けることとする。

(新分野改善点発掘支援の通知)

第7条 県は、前条のアドバイスの実施につき、申請者に対し、実施日、実施場所、アドバイザー等について事前に通知する。

(申請書等の加筆、修正)

第8条 申請者は、第6条の規定に基づくアドバイスを受けた後で、必要がある場合には、第4条の規定により提出した申請書等を加筆、修正することができる。

2 前項の加筆、修正に係る期間は、県が定めることとし、申請者に対して通知する。

(新分野進出チャレンジ企業支援事業の取扱い)

第9条 県は、第4条及び前条の規定により提出された申請書等を確認の上、書面審査、支援内容の検討及び選定を行う。なお、審査に際しては、必要に応じて審査会を設置し、申請者から申請内容のプレゼンテーションの実施又は追加資料の提出を求めるものとする。

2 審査の結果、新分野進出チャレンジ企業支援事業として採択された事業については、交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する。

3 審査の結果については、申請者に通知するものとする。

(書類提出先及び問合せ先)

第10条 申請書等の提出先及び問合せ先は、次のとおりとする。

青森県県土整備部監理課 建設業振興グループ

〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1 県庁北棟3階

TEL 017-734-9706 FAX 017-734-8178

附 則

1. この要領は、平成29年5月1日から施行する。

2. この要領を一部改正し、平成29年7月24日から施行する。